

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

証券取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は、

(売付け価格) × (売付け株数)

－ (重要事実が公表された翌日の終値) × (売付け株数)

となる。

従って、重要事実の公表翌日の平成17年10月19日のアロカ株式会社の株価の終値は、777円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

課徴金納付命令対象者①

売付価額 2,508,000円 (注1)

－ (777円 × 3,000株) = 177,000円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、17万円

(注1) 売付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 840 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 835 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 833 \text{円} \times 1,000 \text{株} \end{array} \right\}$ の合計額である。

課徴金納付命令対象者②

売付価額 3,276,000円 (注2)

－ (777円 × 4,000株) = 168,000円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、16万円

(注2) 売付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 823 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 822 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 816 \text{円} \times 1,000 \text{株} \\ 815 \text{円} \times 1,000 \text{株} \end{array} \right\}$ の合計額である。

課徴金納付命令対象者③

売付価額 8,502,000円 (注3)

－ (777円 × 10,000株) = 732,000円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、73万円

(注3) 売付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 850 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株} \\ 851 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\ 850 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。